

# 離婚届

令和 8 年 4 月 1 日 届出

品川区 長 殿

受理	令和	年	月	日			
第				号			
通知(送付)	令和	年	月	日			
第				号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	

(フリガナ)	夫	シナガワ タロウ	妻	シナガワ ハナコ
(1) 氏名		品川 太郎		品川 花子
生年月日		平成元 年 8 月 18 日		平成5 年 2 月 22 日
住所	東京都品川区広町2丁目1番36号		東京都品川区二葉1丁目1番2号	
(2) 本籍	東京都品川区広町2丁目1		番地番	
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名	品川 太郎		
父母及び養父母の氏名	夫の父	品川 巧	続柄	長男
父母との続柄	母	品川 真理	妻の父	大崎 進ノ介
			母	荏原 霧子
右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください	養父		続柄	養子
	養母		養父	荏原 翔一
			続柄	養女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚		<input type="checkbox"/> 和解	
(4) 離婚の種別	<input type="checkbox"/> 調停		<input type="checkbox"/> 請求の認諾	
	<input type="checkbox"/> 審判		<input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる		<input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
(5) 未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 ①			
	父(夫)が親権を行う子 ②			
	母(妻)が親権を行う子 ③			
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子 ④			
(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれが☑のようにするしをつけてください	夫	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意思を合意した。		妻
		<input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意思を合意した。		

### 記入の注意

鉛筆や消えやすい筆頭者の氏名欄に外国人のうち、次  
1 台湾  
2 パレスチナ  
そのほかに必要な

協議離婚で親権を定めた場合(5)①~③に子の氏名を記載した場合は☑してください。

未成年の子がいる場合、①~④のうち、夫妻双方が合意しているいずれかの欄に子の氏名を記載してください。

事件簿番号

(6) 同居の期間	平成28年6月から	令和7年12月まで
(7) 別居する前の住所	夫の住所に同じ 番地番号	
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>	
(10) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
届出人署名(※押印は任意)	夫 品川 太郎	妻 品川 花子

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名(※押印は任意)	大井 雅人	八潮 美空
生年月日	昭和40年9月13日	昭和55年5月5日
住所	東京都品川区東品川1丁目1番5号	東京都品川区西五反田2丁目3番4号
本籍	東京都品川区東品川1丁目1番地番	東京都品川区勝島1丁目5番地番

☐には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。

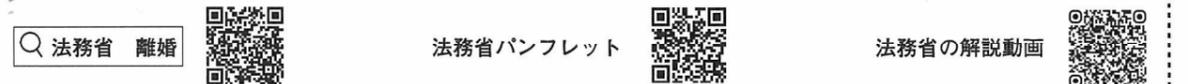
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにするしをつけてください。
離婚後の子育ての分担について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。
親子交流について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。
経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の☐のあてはまるものにするしをつけてください。
養育費の分担について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。  
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。



日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp